明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第四項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イに」を「第一号イからハまでに」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五

第百五十七条第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ハ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第百七十七条の六第一項中「百分の六十五」を「百分の四十七」に改める。

第百七十七条の七第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万千円」を「十一万円」に改める。

第二百九十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　単身児童扶養者　児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童で政令で定めるものについて同法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする同法第三条第三項に規定する父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものをいう。

第三百十四条の二第一項第十一号中「この項及び第九項並びに第三百十四条の六」を「この款及び第三百十七条の三の三第一項」に改める。

第三百十七条の二中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項又は第四項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第百九十条の規定の適用を受けたものを有する第二百九十四条第一項第一号に掲げる者が、第一項の申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第三百十七条の三の三第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第四項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。

第三百十七条の四第一項中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百十七条の五中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第三百二十四条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第九項」を「第九項」に改め、同条第六項、第七項及び第九項中「においては」を「には」に改める。

第四百四十六条第一項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。）

イ　道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（ロ及び次号イ(1)において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合する天然ガス軽自動車

ロ　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるもの

第四百四十六条第一項第三号イ(1)を次のように改める。

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)(i)及び第四百五十一条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)(ii)及び第四百五十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。